

山口県報

平成23年
7月15日
(金曜日)

目次

一	〇告示	一
一	県が発注する物品等の製造の請負並びに物品等の買入れ及び借入れの契約に係る一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格及び調達する物品等の種類等に関する告示の一部改正(防災危機管理課)	一
一	瀬戸内海環境保全特別措置法第五条第一項の規定に基づく許可申請の概要(環境政策課)	一
三	特定有害物質によって汚染されており、土地の形質の変更をしようとするときの届出をしなければならぬ区域の指定(環境政策課)	三
三	生活保護法の規定に基づく指定医療機関の廃止の届出(厚政課)	三
三	生活保護法の規定に基づく医療機関の指定(厚政課)	三
四	生活保護法の規定に基づく施術者の指定(厚政課)	四
四	生活保護法の規定に基づく指定介護機関の廃止の届出(厚政課)	四
四	生活保護法の規定に基づく介護機関の指定(三件)(厚政課)	四
六	土地改良区定款変更の認可(農村整備課)	六
六	漁業災害補償法第八十二条第二項の規定による同意(水産振興課)	六
六	〇公告	六
六	契約の締結(情報企画課)	六
七	鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律の規定に基づく公聴会の開催(自然保護課)	七
七	大規模小売店舗立地法第六条第一項の規定による届出(三件)(商政課)	七
七	大規模小売店舗立地法第六条第二項の規定による届出(二件)(商政課)	七
二	大規模小売店舗立地法附則第五条第一項の規定による届出(商政課)	二
二	土地改良区連合役員の届出(農村整備課)	二
三	県管尾津・龍ヶ鼻地区集落基盤整備事業計画書の縦覧(農村整備課)	三
三	開発行為に関する工事の完了(建築指導課)	三
四	一般競争入札の実施(物品管理課)	四
五	〇公安委告示	五
五	警備員指導教育責任者講習の実施	五

山口県告示第二百八十七号

県が発注する物品等の製造の請負並びに物品等の買入れ及び借入れの契約に係る一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格及び調達する物品等の種類等に関する告示(平成二十三年山口県告示第七十七号)の一部を次のように改正する。

平成二十三年七月十五日

山口県知事 二井 関成

二の表物品等の買入れ及び借入れの項中「電気」を「電気 水槽付消防ポンプ自動車」に改める。

山口県告示第二百八十八号

瀬戸内海環境保全特別措置法(昭和四十八年法律第百十号)第五条第一項の規定に基づく特定施設の設置の許可の申請があったので、その概要を次のとおり告示する。

当該特定施設を設置することが環境に及ぼす影響についての調査の結果に基づく事前評価に関する事項を記載した書面は、平成二十三年七月十五日から同年八月四日までの間、山口県環境生活部環境政策課及び宇部市市民環境部環境政策課において公衆の縦覧に供する。

平成二十三年七月十五日

山口県知事 二井 関成

一 申請者の氏名又は名称及び住所

氏名又は名称 宇部興産株式会社

二 工場又は事業場の名称及び所在地

名称 宇部興産株式会社中央病院

三 特定施設に関する事項

(一) 種類、構造及び使用時間間隔等

住所 宇部市大字西岐波七五〇番地

透析排水処理施設	種 類		項 目		汚 水 等 の 汚 染 状 態 の 値
	処理後	処理前	通 常	最 大	
	七	三	水素イオン濃度 (水素指数)	八・六	五・八
	三五	七〇〇	化学的酸素要求量 (mg/l)	四〇	八四〇
	五〇	九〇	浮遊物質 (mg/l)	七〇	一〇〇
	"	検出せず	大腸菌群数 (個/cm)	"	"
	二五	一一〇	窒 素 (mg/l)	三〇	一三三
	三	七	リン (mg/l)	三・五	八・四
	"	四・五八	汚水等の一日当たりの量 (m ³)	"	"
	"	五・五		"	"

(二) 処理施設による処理前及び処理後の汚水等の汚染状態の値並びに汚水等の量

種 類	構 造	能 力 (m ³ /日)	処理の方式	使用時間 隔間	一日使用当 たりの時間	季節的変動の 概要	工事着手予定 年月日	工事完成予定 年月日	使用開始予定 年月日
透析排水処理施設	強化プラスチック製	一一二	膜分離活性汚泥	連続	八時間	変動なし	(既設)		

四 汚水等の処理施設に関する事項
(一) 種類、構造及び使用時間隔間等

種 類	汚 水 等 の 汚 染 状 態 の 値		汚水等の一日当たりの量 (m ³)
	通 常	最 大	
六八の二一〇 (五基)	三	七〇〇	二・〇八
	一〇	八四〇	二・五
	三	九〇	
	一〇〇	一一〇	
	一三三	一三三	
	七	八・四	
	二・〇八		
	二・五		

備考 (一)の表の備考は、この表について準用する。

(二) 排出される汚水等の汚染状態の値及び汚水等の量

種 類	構 造		使 用 の 方 法	
	能 力 (m ³)	工 事 着 手 予 定 年 月 日	工 事 完 成 予 定 年 月 日	使 用 開 始 予 定 年 月 日
六八の二一 (五基)	〇・二九	平成二二 年八月五	平成二二 年八月二	平成二二 年九月一
	断続	八時間	使用時間 隔間	一日当た りの使用 時間の概 率的変 動の概 要

備考 「六八の二一〇」とは、水質汚濁防止法施行令(昭和四十六年政令第百八十八号)別表第一第六十八号の二の病院で病床数が三〇〇以上であるものに設置される洗浄施設をいう。

五 排出水の汚染状態の値及び排出水量

No. 1 排水口	排水口		排水口		排水口		排水口		排水口		排水口		排水の一日当たりの量 (m ³)
	水素イオン濃度 (水素指数)	化学的酸素要求量 (mg/l)	浮遊物質 (mg/l)	大腸菌群数 (個/cm ³)	窒素 (mg/l)	リン (mg/l)	排出水の一日当たりの量 (m ³)						
七	通常最大	通常最大	通常最大	通常	通常最大	通常最大	通常	通常	通常	通常	通常	最大	
八・六	五・八	三五	四〇	五〇	七〇	二、〇〇〇	二五	三〇	三	三・五	三五・四八	四〇〇・九五	

山口県告示第百八十九号

土壤汚染対策法（平成十四年法律第五十三号）第十一条第一項の規定により、特定有害物質によって汚染されており、土地の形質の変更をしようとするときの届出をしなければならぬ区域（以下「形質変更時要届出区域」という。）を次のとおり指定する。

平成二十三年七月十五日

山口県知事 二井 関成

一 形質変更時要届出区域

光市大字島田字八幡三四三四の二九の一部

二 特定有害物質の種類

一・一 ジクロロエチレン、シス・トランス ジクロロエチレン、ジクロロメタン、テトラクロロエチレン及びトリクロロエチレン

山口県告示第百九十号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十条の二の規定により、指定医療機関から次のとおり医療機関を廃止した旨の届出があった。

平成二十三年七月十五日

山口県知事 二井 関成

医療機関名	所在地	廃止年月日
医療法人社団佐藤クリニクス	宇部市寿町二丁目一〇番二〇号	平成三三、四、三〇
朝日アイクリニクス	〃 寿町一丁目四番五号	平成三三、五、一五
山縣内科小児科医院	〃 〃 〃 〃	平成三三、四、三〇

山口県厚生農業協同組合連合会

〃 〃 〃 〃

〃 〃 〃 〃

〃 〃 〃 〃

山口県告示第百九十一号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第四十九条の規定により、医療扶助のための医療を担当させる機関を次のとおり指定した。

平成二十三年七月十五日

山口県知事 二井 関成

医療機関名	所在地	指定年月日
宇都宮齒科医院	宇部市常盤町一丁目四番二五号	平成三三、五、一
塩田齒科医院	〃 〃 〃 〃	平成三三、一〇、一五
高嶺齒科クリニクス	〃 〃 〃 〃	平成三三、一七、一一
ぬのまき齒科クリニクス	〃 〃 〃 〃	平成三三、五、一
トモ工業局	〃 〃 〃 〃	平成三三、六、一
トモ工業局	宇部市常盤町一丁目四番二五号	平成三三、五、一

指定訪問看護事業者等	主たる事務所所在地	訪問看護ステーション等	所在地	指定年月日
山口県厚生農業協同組合連合会	〃 〃 〃 〃	〃 〃 〃 〃	〃 〃 〃 〃	〃 〃 〃 〃
〃 〃 〃 〃	〃 〃 〃 〃	〃 〃 〃 〃	〃 〃 〃 〃	〃 〃 〃 〃

株式会社オフィ
ス・ハーツ 町七番三号 小郡高砂 ころる訪問看護
ステーション 美祢市大嶺町東 分三七二の五 平成二三、
〃 〃

山口県告示第百九十二号

生活保護法(昭和二十五年法律第百四十四号)第五十五条において準用する同法第四十九条の規定により、医療扶助のための施術を担当させる施術者を次のとおり指定した。

平成二十三年七月十五日

山口県知事 二井 関成

施術者の氏名 山田浩一郎 やまだ治療院 〇号
施 名 施 称 宇部市中央町三丁目一四番一 平成二三、四、一
所 在 地 指定年月日

山口県告示第百九十三号

生活保護法(昭和二十五年法律第百四十四号)第五十四条の二第四項において準用する同法第五十条の二の規定により、指定介護機関から次のとおり介護機関を廃止した旨の届出があった。

平成二十三年七月十五日

山口県知事 二井 関成

居宅介護事業者の氏名又は名称 住所又は主たる事務所の所在地
居宅介護事業所の所在地 事業の種類 廃止年月日

医療法人和同 宇部市大字西 常盤台病院在 宇部市野中一 訪問介 平成二三、
会 岐波二二九の三 宅介護支援セ 丁目三番二六 護 五、三一
ンター

居宅介護支援事業者の名称 主たる事務所の所在地
居宅介護支援事業所の所在地 廃止年月日

医療法人和同会 宇部市大字西 常盤台病院在 宇部市野中一 平成二三、
波二二九の三 介護支援セン 目三番二六号 五、三一
ター

介護予防事業者の氏名又は名称 住所又は主たる事務所の所在地
介護予防事業所の所在地 事業の種類 廃止年月日

医療法人和同 宇部市大字西 常盤台病院在 宇部市野中一 介護予 平成二三、
会 岐波二二九の三 宅介護支援セ 丁目三番二六 防訪問 五、三一
ンター

山口県告示第百九十四号

生活保護法(昭和二十五年法律第百四十四号)第五十四条の二第一項の規定により、介護扶助のための居宅介護を担当させる機関を次のとおり指定した。

平成二十三年七月十五日

山口県知事 二井 関成

居宅介護事業者の氏名又は名称 住所又は主たる事務所の所在地
居宅介護事業所の所在地 事業の種類 指定年月日

社会福祉法人 萩市大字椿三 萩市ヘルパ 萩市大字弥富 訪問介 平成二三、
萩市社会福祉 四六〇の二 ステーション 下三九九八 護 四、一
事業団 やまびこ

特定非営利活動法人 長門市三隅中 長門市三隅中 〃 〃 〃
みきネット 二九〇の一 ヘルパーステーション生 二九〇の一 〃 〃 〃
みす ネット 〃 〃 〃

医療法人和同 宇部市大字西 山口リハビリ 山口市黒川三 訪問リ 平成二二、
会 岐波二二九の三 テーション病 三八〇 ショー 〃 〃 〃

有限会社トモ 〃 〃 〃 〃 〃 〃 〃
工薬局 〃 〃 〃 〃 〃 〃 〃
九号 〃 〃 〃 〃 〃 〃 〃
〃 〃 〃 〃 〃 〃 〃
〃 〃 〃 〃 〃 〃 〃

有限会社枅の 山口市桜島二 宮野薬局 〃 〃 〃
実 丁目一番八号 中領薬局 〃 〃 〃
株式会社アツ 山陽小野田市 〃 〃 〃
ト・フアーマ 大字東高泊一 〃 〃 〃
六四の七 〃 〃 〃
〃 〃 〃 〃 〃 〃 〃

有限会社参輪 岩国市周東町 〃 〃 〃
三の七 下久原一〇二 〃 〃 〃
〃 〃 〃 〃 〃 〃 〃
〃 〃 〃 〃 〃 〃 〃

株式会社テイ エラ	医療法人新生 会	有限会社渡辺 薬局	社会福祉法人 萩市社会福祉 事業団	社会福祉法人 健仁会	社会福祉法人 福祥会	社会福祉法人 山口県社会福 祉事業団	社会福祉法人 泉仁会	株式会社ヨシ ヤマ	岡崎薬品株式 会社	有限会社参輪 ローレ	株式会社三栄 堂	藤井清一郎
二〇四の	五丁目一〇一の三	号四丁目三番二	萩市大字椿三 四六〇の二	三の一大字厚狭五〇	本六〇〇の一 長門市深川湯	萩市大字椿三 四六〇の二	宇部市大字木 田四〇の二〇	山口市徳地堀 三九三九の一	周南市速玉町 五番一三三	岩国市周東町 下久原一〇二 三の七	防府市石が口 一丁目四番一 七号	山口市小郡下 郷一八四
ラホームテイ エ	小規模多機能 型居宅介護さ くら庵	渡辺薬局テイ サービスセン ターおだやか	施設かがやき 萩市老人保健 施設	短期入所生活 介護フクシア	特別養護老人 ホーム吉祥苑	施設かがやき 萩市老人保健 施設	医療法人社団 泉仁会宇部第 一病院	ヨシヤマ サービス	さくら薬局	あい薬局	三栄堂薬局	藤井歯科医院
一丁目一〇五の	丁目一番八号	町五丁目三番 八号	萩市大字椿三 四六〇の二	三の一大字厚狭五〇	本六〇〇の一 長門市深川湯	萩市大字椿三 四六〇の二	宇部市大字木 田四〇の二〇	山口市徳地堀 三九三九の一	周南市川端町 二丁目一〇一	岩国市周東町 下久原一〇二 三の七	防府市石が口 一丁目四番一 七号	小郡下 郷一八四
"	介護型多機能 型居宅介護	認知症 対応型介 護	短期入 所療養	"	"	"	通所介 護	通所介 護	"	"	"	"
"	"	"	"	"	"	"	平成二二、 三、	平成二二、 五、	平成一四、 八、	"	"	"
"	"	五、	"	四、	三、	"	"	"	"	"	六、	四、
"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"

社会福祉法人 相清福祉会	山口市鑄銭司 二二六一の三	グルーブホ ム陶ヶ岳	山口市鑄銭司 二二六一の三	認知症 対応型 共同生活 介護	"	"	"	"	"	"	"	"
山口県告示第 二百九十五号	生活保護法(昭和二十五年法律第百四十四号)第五十四条の二第一項の規定により、 介護扶助のための居宅介護支援計画の作成を担当させる機関を次のとおり指定した。 平成二十三年七月十五日	山口県知事	二井 関成	"	"	"	"	"	"	"	"	"
社会福祉法人 山口県社会福 祉事業団	萩市大字椿三 四六〇の二	萩市ヘルパー ステーション やまびこ	萩市大字弥富 下三九九八	介護予 防訪問 介護	平成二二、 三、	平成二二、 三、	平成二二、 三、	平成二二、 三、	平成二二、 三、	平成二二、 三、	平成二二、 三、	平成二二、 三、
社会福祉法人 萩市社会福祉 事業団	萩市大字椿三 四六〇の二	萩市ヘルパー ステーション やまびこ	萩市大字弥富 下三九九八	介護予 防訪問 介護	平成二二、 三、	平成二二、 三、	平成二二、 三、	平成二二、 三、	平成二二、 三、	平成二二、 三、	平成二二、 三、	平成二二、 三、
医療法人和同 会	宇部市大字西 岐波二二九の 三	山口リハビリ テーション病 院	山口市黒川三 三八〇	介護予 防訪問 介護	平成二一、 八、	平成二一、 八、	平成二一、 八、	平成二一、 八、	平成二一、 八、	平成二一、 八、	平成二一、 八、	平成二一、 八、
有限会社トモ エ薬局	九丁目一〇番一 号	トモエ薬局	宇部市常盤町 一丁目四番二 号	介護予 防指 導	平成二二、 三、	平成二二、 三、	平成二二、 三、	平成二二、 三、	平成二二、 三、	平成二二、 三、	平成二二、 三、	平成二二、 三、

平成二十三年七月十五日

山口県知事 二井 関成

一 事務を担当する課の名称及び所在地

地域振興部情報企画課 山口市滝町一番一号

二 落札に係る物品等の名称及び数量

電子メールセキュリティ対策機器 一式

三 契約の相手方を決定した手続

一般競争入札

四 落札者を決定した日

平成二十三年六月七日

五 落札者の名称及びその主たる事務所の所在地

日本電子計算機株式会社 東京都千代田区丸の内三丁目四番一号

六 落札金額

四百四十九万三千七百九十円

七 入札公告日

平成二十三年四月二十六日

八 その他

(一) 契約担当者

山口県知事 二井 関成

(二) 調達方法

借入れ

(三) 落札方式

最低価格

(二二〇) 鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律の規定に基づく公聴会の開催

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律(平成十四年法律第八十八号)第七條第四項の規定により、次のとおり公聴会を開催します。

平成二十三年七月十五日

山口県知事 二井 関成

一 日時

平成二十三年八月十日(水曜日) 午後二時から

二 場所

山口県庁共用第五会議室

三 公聴会において聴こうとする案件

二 ホンジカ及びイノシシに係る特定鳥獣保護管理計画を変更することについて

(二二一) 大規模小売店舗立地法第六條第一項の規定による届出

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第六條第一項の規定により、次のとおり大規模小売店舗に関する届出に係る事項の変更の届出がありました。

当該届出は、平成二十三年七月十五日から同年十一月十五日までの間、山口県商工労働部商政課及び下関市産業経済部商工振興課において公衆の縦覧に供します。

平成二十三年七月十五日

山口県知事 二井 関成

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

名称 とよたショッピングセンター

所在地 下関市豊田町大字中村五

二 届出者の名称及び住所並びに代表者の氏名

株式会社ユアーズ 広島県安芸郡海田町南堀川町四番一号 根石 紀雄

協同組合とよたショッピングセンター 下関市豊田町大字中村五 白石 孝人

三 変更に係る事項の概要

変更に係る事項	変更前	変更後
大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称	株式会社丸和	株式会社ユアーズ
大規模小売店舗において小売業を行う者の住所	北九州市小倉北区大手町一〇番一〇号	広島県安芸郡海田町南堀川町四番一号
大規模小売店舗において小売業を行う者の代表者の氏名	株式会社丸和	株式会社ユアーズ
	根石 義浩	根石 紀雄

	四 届出年月日 平成二十三年六月二十四日 変更年月日 平成二十三年五月一日	一 大規模小売店舗の名称及び所在地 名称 コスパ新下関二街区 所在地 下関市石原町一三〇の一	二 届出者の名称及び住所並びに代表者の氏名 株式会社ユアーズ 住 所 代表者の氏名 広島県安芸郡海田町南堀川町四番一一号 根石 紀雄 株式会社ベスト電器 福岡市博多区千代六丁目二番三三三号 小野 浩司	三 変更に係る事項の概要	大規模小売店舗を設置する者の 代表者の氏名 有 園 憲一 小野 浩司	変 更 前 変 更 後
	五 届出年月日 平成二十三年六月二十四日 変更年月日 平成二十二年三月二十日	一 大規模小売店舗の名称及び所在地 名称 コスパ新下関二街区 所在地 下関市石原町一三〇の一	二 届出者の名称及び住所並びに代表者の氏名 株式会社ユアーズ 住 所 代表者の氏名 広島県安芸郡海田町南堀川町四番一一号 根石 紀雄 株式会社ベスト電器 福岡市博多区千代六丁目二番三三三号 小野 浩司	三 変更に係る事項の概要	大規模小売店舗を設置する者の 代表者の氏名 有 園 憲一 小野 浩司	変 更 前 変 更 後
変更に係る事項						変 更 前 変 更 後
業を行う者の氏名又は名称						変 更 前 変 更 後

	四 届出年月日 平成二十三年六月二十四日 変更年月日 平成二十三年五月一日	一 大規模小売店舗の名称及び所在地 名称 コスパ新下関二街区 所在地 下関市石原町一三〇の一	二 届出者の名称及び住所並びに代表者の氏名 株式会社ユアーズ 住 所 代表者の氏名 広島県安芸郡海田町南堀川町四番一一号 根石 紀雄 株式会社ベスト電器 福岡市博多区千代六丁目二番三三三号 小野 浩司	三 変更に係る事項の概要	大規模小売店舗を設置する者の 代表者の氏名 有 園 憲一 小野 浩司	変 更 前 変 更 後
	五 届出年月日 平成二十三年六月二十四日 変更年月日 平成二十三年五月一日	一 大規模小売店舗の名称及び所在地 名称 コスパ新下関二街区 所在地 下関市石原町一三〇の一	二 届出者の名称及び住所並びに代表者の氏名 株式会社ユアーズ 住 所 代表者の氏名 広島県安芸郡海田町南堀川町四番一一号 根石 紀雄 株式会社ベスト電器 福岡市博多区千代六丁目二番三三三号 小野 浩司	三 変更に係る事項の概要	大規模小売店舗を設置する者の 代表者の氏名 有 園 憲一 小野 浩司	変 更 前 変 更 後
変更に係る事項						変 更 前 変 更 後
業を行う者の氏名又は名称						変 更 前 変 更 後

大規模小売店舗において小売業を行う者の代表者の氏名	株式会社ベスト電器	小野 浩司	株式会社イナイ	稲井 範行
---------------------------	-----------	-------	---------	-------

四 届出年月日
平成二十三年六月二十四日
五 変更年月日
平成二十三年六月七日

一 大規模小売店舗の名称及び所在地
名称 川棚サンバル
所在地 下関市豊浦町大字川棚六八二七
二 届出者の名称及び住所並びに代表者の氏名
名称 住 所 代表者の氏名
株式会社ユアーズ 広島県安芸郡海田町南堀川町四番二一号 根石 紀雄
三 変更に係る事項の概要

大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称	株式会社丸和	変更前	株式会社ユアーズ	変更後
	株式会社丸和	株式会社丸和	株式会社ユアーズ	株式会社ユアーズ
大規模小売店舗において小売業を行う者の住所	北九州市小倉北区大手町一〇番一〇号		広島県安芸郡海田町南堀川町四番一一号	
	株式会社丸和		株式会社ユアーズ	
大規模小売店舗において小売業を行う者の代表者の氏名	株式会社丸和		株式会社ユアーズ	
	株式会社丸和	根石 義浩	株式会社ユアーズ	根石 紀雄

四 届出年月日
平成二十三年六月二十四日
五 変更年月日
平成二十三年五月一日

一 大規模小売店舗の名称及び所在地
名称 クロスモール下関長府
所在地 下関市長府才川一丁目四二
二 届出者の名称及び住所並びに代表者の氏名
名称 住 所 代表者の氏名
オリックス不動産株式会社 東京都港区浜松町二丁目四番一号 西名 弘明
三 変更に係る事項の概要

大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称	株式会社丸和	変更前	株式会社ユアーズ	変更後
	株式会社丸和	株式会社丸和	株式会社ユアーズ	株式会社ユアーズ
大規模小売店舗において小売業を行う者の住所	北九州市小倉北区大手町一〇番一〇号		広島県安芸郡海田町南堀川町四番一一号	
	株式会社丸和		株式会社ユアーズ	
大規模小売店舗において小売業を行う者の代表者の氏名	株式会社丸和		株式会社ユアーズ	
	株式会社丸和	根石 義浩	株式会社ユアーズ	根石 紀雄

四 届出年月日
平成二十三年六月二十四日
五 変更年月日
平成二十三年五月一日

(二二二) 大規模小売店舗立地法第六条第一項の規定による届出
大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第六条第一項の規定により、次のとおり大規模小売店舗に関する届出に係る事項の変更の届出がありました。
当該届出は、平成二十三年七月十五日から同年十一月十五日までの間、山口県商工労働部商政課及び萩市商工観光部商工課において公衆の縦覧に供します。

平成二十三年七月十五日

山口県知事 二井 関成

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

名称 榑東ショッピングパーク

所在地 萩市大字榑東二八八〇の一

二 届出者の名称及び住所並びに代表者の氏名

名称 住

土原開発有限会社 萩市大字土原四一七

株式会社ヤマダ電機 群馬県高崎市栄町一番一号

三 変更に係る事項の概要

変更に係る事項	変更前	変更後
大規模小売店舗を設置する者の住所	群馬県前橋市日吉町四丁目四〇の一	群馬県高崎市栄町一番一号

四 届出年月日

平成二十三年六月二十四日

五 変更年月日

平成二十年七月一日

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

名称 榑東ショッピングパーク

所在地 萩市大字榑東二八八〇の一

二 届出者の名称及び住所並びに代表者の氏名

名称 住

土原開発有限会社 萩市大字土原四一七

株式会社ヤマダ電機 群馬県高崎市栄町一番一号

三 変更に係る事項の概要

変更に係る事項	変更前	変更後
大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称	群馬県前橋市日吉町四丁目四〇の一	群馬県高崎市栄町一番一号
大規模小売店舗において小売業を行う者の住所	群馬県前橋市日吉町四丁目四〇の一	群馬県高崎市栄町一番一号

四 届出年月日

平成二十三年六月二十四日

五 変更年月日

平成二十年七月一日

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

名称 榑東ショッピングパーク

所在地 萩市大字榑東二八八〇の一

二 届出者の名称及び住所並びに代表者の氏名

名称 住

土原開発有限会社 萩市大字土原四一七

株式会社ヤマダ電機 群馬県高崎市栄町一番一号

三 変更に係る事項の概要

変更に係る事項	変更前	変更後
大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称	株式会社丸和	株式会社ユアーズ
大規模小売店舗において小売業を行う者の住所	株式会社丸和	株式会社ユアーズ
大規模小売店舗において小売業を行う者の住所	株式会社ユアーズ	株式会社ユアーズ
大規模小売店舗において小売業を行う者の住所	株式会社丸和	株式会社ユアーズ
大規模小売店舗において小売業を行う者の住所	株式会社丸和	株式会社ユアーズ

四 届出年月日

平成二十三年六月二十四日

五 変更年月日

平成二十三年五月一日

(二二三) 大規模小売店舗立地法第六條第一項の規定による届出

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第六條第一項の規定により、次の

とおり大規模小売店舗に関する届出に係る事項の変更の届出がありました。
 当該届出は、平成二十三年七月十五日から同年十一月十五日までの間、山口県商工労働部商政課及び岩国市産業振興部商工振興課において公衆の縦覧に供します。

平成二十三年七月十五日

山口県知事 二井 関 成

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

名称 アルク南岩国

所在地 岩国市南岩国町三丁目一五五二の一

二 届出者の名称及び住所並びに代表者の氏名

名称 株式会社明屋書店

住所 愛媛県松山市湊町四丁目一の一

オックス株式会社 東京都港区浜松町二丁目四番一号

三 変更に係る事項の概要

代表者の氏名 安藤 大三
井上 亮

変更に係る事項	変 更 前	変 更 後
大規模小売店舗を設置する者の代表者の氏名	梁瀬 行雄	井上 亮

四 届出年月日

平成二十三年七月五日

五 変更年月日

平成二十三年一月一日

(二二四) 大規模小売店舗立地法第六条第二項の規定による届出

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第六条第二項の規定により、次のとおり大規模小売店舗に関する届出に係る事項の変更の届出がありました。

当該届出及び経済産業省令で定める事項を記載した書類は、平成二十三年七月十五日から同年十一月十五日までの間、山口県商工労働部商政課及び下関市産業経済部商工振興課において公衆の縦覧に供します。

平成二十三年七月十五日

山口県知事 二井 関 成

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

名称 ジャスコ安岡店
 所在地 下関市梶栗町四丁目三番三三三号
 二 届出者の名称及び住所並びに代表者の氏名

名称 アルク南岩国
 住所 岩国市南岩国町三丁目一五五二の一
 株式会社博多グリーンホ 福岡市博多区博多駅中央街三番一一号 菊谷 茂吉

三 変更に係る事項の概要

変更に係る事項	変 更 前	変 更 後
大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻	午前九時	午前八時
来客が駐車場を利用することができる時間帯	午前八時三〇分から午後二時三〇分まで	午前七時三〇分から午後二時三〇分まで

四 届出年月日

平成二十三年六月二十八日

五 変更年月日

平成二十三年七月一日

(二二五) 大規模小売店舗立地法第六条第二項の規定による届出

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第六条第二項の規定により、次のとおり大規模小売店舗に関する届出に係る事項の変更の届出がありました。

当該届出及び経済産業省令で定める事項を記載した書類は、平成二十三年七月十五日から同年十一月十五日までの間、山口県商工労働部商政課及び岩国市産業振興部商工振興課において公衆の縦覧に供します。

平成二十三年七月十五日

山口県知事 二井 関 成

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

名称 アルク南岩国

所在地 岩国市南岩国町三丁目一五五二の一

二 届出者の名称及び住所並びに代表者の氏名

名称 株式会社明屋書店

住所 愛媛県松山市湊町四丁目一の一 安藤 大三

オリックス株式会社 東京都港区浜松町二丁目四番一号 井上 亮
 三 変更に係る事項の概要

変更に係る事項	変更前後	
	変 更 前	変 更 後
駐車場の自動車の出入口の数	二箇所	三箇所

四 届出年月日
 平成二十三年七月五日
 変更年月日
 平成二十三年七月十二日

(二一六) 大規模小売店舗立地法附則第五条第一項の規定による届出

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)附則第五条第一項の規定により、次のとおり大規模小売店舗に関する届出に係る事項の変更の届出がありました。
 当該届出及び経済産業省令で定める事項を記載した書類は、平成二十三年七月十五日から同年十一月十五日までの間、山口県商工労働部商政課及び光市経済部商工観光課において公衆の縦覧に供します。

平成二十三年七月十五日
 山口県知事 二井 関成

一 大規模小売店舗の名称及び所在地
 名称 アルク光井店
 所在地 光市光井四丁目三三番一号
 二 届出者の名称及び住所並びに代表者の氏名
 株式会社丸久 住 防府市大字江泊一九三六 所 代表者の氏名 田中 康男
 三 変更に係る事項の概要

変更に係る事項	変更前後	
	変 更 前	変 更 後
大規模小売店舗内の店舗面積の合計	一、八四七平方メートル	一、六七九平方メートル
駐車場の収容台数	九五台	一〇一台

駐輪場の収容台数	荷さばき施設の面積	廃棄物等の保管施設の容量	大規模小売店舗において小売業を行う者の閉店時刻	大規模小売店舗において小売業を行う者の閉店時刻	来客が駐車場を利用できる時間帯
一五台	五〇平方メートル	九立方メートル	午後八時	午後九時	午前八時三〇分から午後八時三〇分まで
五四台	五五平方メートル	三二立方メートル	午後一〇時	午前九時三〇分	午前九時から午後一〇時三〇分まで

四 届出年月日
 平成二十三年六月三十日
 変更年月日
 平成二十四年三月一日

一 大規模小売店舗の名称及び所在地
 名称 アルク光井店
 所在地 光市光井四丁目三三番一号
 二 届出者の名称及び住所並びに代表者の氏名
 株式会社丸久 住 防府市大字江泊一九三六 所 代表者の氏名 田中 康男
 三 変更に係る事項の概要
 駐輪場の位置、荷さばき施設の位置及び廃棄物等の保管施設の位置
 四 届出年月日
 平成二十三年六月三十日
 変更年月日
 平成二十四年三月一日

(二一七) 土地改良区連合の役員の名及び住所の届出
 土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第八十四条において準用する同法第十八条第十六項の規定により、土地改良区連合から次のとおり役員の名及び住所の届出がありました。

平成二十三年七月十五日

山口県知事 二井 関成

一 就任した役員

土地改良区連合の名称 岩国市八幡土地改良区連合
 理事の別 理事
 氏名 助田 典三
 住 所 岩国市立石町四丁目一四番一五号

二 退任した役員

土地改良区連合の名称 岩国市八幡土地改良区連合
 理事の別 理事
 氏名 細川 俊夫
 住 所 岩国市室の木町二丁目七番四一号

立石町四丁目一四番一五号
 山手町一丁目一三番一五号
 車町三丁目一七番六二号
 中津町二丁目五番一六号
 楠町三丁目九番三五号
 南岩国町一丁目一四番五七号
 尾津町三丁目四番二七号
 南岩国町五丁目四三番二一号
 山手町二丁目一八番一八号
 旭町二丁目一二番一九号
 尾津町一丁目五番五号

(二二八) 県営尾津・龍ヶ鼻地区集落基盤整備事業計画書の縦覧

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第八十七条第一項の規定により、県営尾津・龍ヶ鼻地区集落基盤整備事業を行うための土地改良事業計画を定めたので、同条第五項の規定により、次のとおり縦覧に供します。

平成二十三年七月十五日

山口県知事 二井 関成

一 縦覧に供する書類

県営尾津・龍ヶ鼻地区集落基盤整備事業計画書の写し

二 縦覧の期間

平成二十三年七月十九日から同年八月八日まで

三 縦覧の場所

山口県農林水産部農村整備課

(二二九) 開発行為に関する工事の完了

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第三十六条第三項の規定により、開発行為に関する工事の完了を次のとおり公告します。

平成二十三年七月十五日

山口県知事 二井 関成

一 開発区域に含まれる地域の名称

光市三井一丁目

二 開発許可を受けた者の住所及び氏名

光市浅江五丁目一六番二四号

株式会社リピングアート

一 開発区域に含まれる地域の名称

光市大字束荷字郷良

二 開発許可を受けた者

光市

(三〇) 一般競争入札の実施

次のとおり地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成七年政令第三百七十二号)の規定が適用される契約に係る一般競争入札を実施します。

平成二十三年七月十五日

山口県知事 二井 関成

- 一 入札に付する事項
 - (一) 次に掲げる物品等の購入
 - (1) 物品等の名称及び数量
 - (2) 水槽付消防ポンプ自動車 一台
 - (3) 物品等の特質等
 - (二) 入札説明書及び仕様書による。
 - (三) 納入期限
 - (1) 平成二十四年三月二十三日
 - (四) 納入場所
 - (1) 山口県消防学校
- 二 入札参加資格
 - (一) 入札に参加できる者は、次に掲げる要件のいずれにも該当する者とする。
 - (1) 地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号)第百六十七条の四第一項に規定する者でないこと。
 - (2) 地方自治法施行令第百六十七条の四第二項各号のいずれかに該当して一般競争入札又は指名競争入札に参加させないこととされている者及びその者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者でないこと。
 - (3) 県が発注する物品等の製造の請負、物品等の買入れ、借入れ及び売払い並びに業務の委託の契約に係る一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格並びに資格審査申請の時期及び方法等に関する告示(平成二十一年山口県告示第二百八十二号)又は県が発注する物品等の製造の請負並びに物品等の買入れ及び借入れの契約に係る一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格及び調達する物品等の種類等に関する告示(平成二十三年山口県告示第七十七号)に基づく資格審査において、四輪車両について物品等の製造の請負並びに物品等の買入れ、借入れ及び売払いの特Aの等級に格付されている者であること。
- 三 契約条項を示す場所
 - (1) 山口市滝町一番一号 山口県会計管理局物品管理課
- 四 入札説明書及び仕様書の交付

山口県会計管理局物品管理課において交付する。

五 入札書の記載方法、提出場所及び受領期限

(一) 記載方法

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の百分の五に相当する額(その額に一円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。)を加算した金額をもって落札価格とするので、入札者は、見積もった金額の百分の百に相当する金額を入札書に記載すること。

(二) 提出場所

山口県会計管理局物品管理課

(三) 受領期限

平成二十三年八月二十四日午後五時十五分(入札書を持参する場合は、平成二十三年八月二十五日午前十一時)

六 入札を執行する場所及び日時

(一) 場所

山口市滝町一番一号 山口県会計管理局物品管理課入札室

(二) 日時

平成二十三年八月二十五日午前十一時

七 入札保証金

免除する。

八 無効入札

次のいずれかに該当する入札は、無効とする。

- (一) 入札参加資格のない者がした入札
- (二) 記名押印(署名を慣習とする外国人にあつては、自署)のない入札
- (三) (一)及び(二)に掲げるもののほか、入札に関する条件に違反した入札

九 落札者の決定方法

山口県会計規則(昭和三十九年山口県規則第五十四号)第百五十四条の規定に基づき定められた予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

十 その他

- (一) 契約担当者
 - (1) 山口県知事 二井 関成
- (二) 契約手続において使用する言語及び通貨
 - (1) 日本語及び日本国通貨
- (三) 契約書の作成の要否

要
契約保証金
免除する。

(五) この公告後に、当該入札に参加するために必要な一般競争入札の資格審査の申請をする場合は、山口県会計管理局物品管理課に申請書を提出すること。

(六) 詳細については、山口県会計管理局物品管理課(電話〇八三一九三三三三九六〇)に問い合わせる。

十一 Summary

(1) Division in charge of the contract: Office Supplies Division, Accounting Bureau, Yamaguchi Prefectural Government

(2) Nature and quantity of the products to be purchased: A fire engine with a water pump and a water tank

(3) Delivery period: March 23, 2012

(4) Delivery place: Fire Defense Academy, Yamaguchi Prefectural Government

(5) Division in charge of procurement and contact point for the notice: Office Supplies Division, Accounting Bureau, Yamaguchi Prefectural Government (Tel. 083-933-3960)

(6) Time-limit for tender: 5:15 P.M., August 24, 2011
(In case of bringing a tender: 11:00 A.M., August 25, 2011)



山口県公安委員会告示第二十五号

警備業法(昭和四十七年法律第百十七号。以下「法」という。)第二十二條第二項第一号の警備員指導教育責任者講習を次のとおり実施する。

平成二十三年七月十五日

山口県公安委員会

一 講習の日時及び場所、講習を行う警備業務の区分並びに受講者の定員

(一) 日時

ア 新規取得講習(法第二十二條第二項の警備員指導教育責任者資格者証又は警備員指導教育責任者及び機械警備業務管理者に係る講習等に関する規則(昭和五十八年国家公安委員会規則第二号。以下「講習規則」という。))第七条第一項の警

備員指導教育責任者講習修了証明書(以下「警備員指導教育責任者資格者証等」という。)の交付を受けていない者に対して行う講習をいう。以下同じ。)平成二十三年八月二十二日(月曜日)から同月二十五日(木曜日)までの午前九時から午後五時三十分まで及び同月二十六日(金曜日)の午前九時から午後五時三十分まで

イ 追加取得講習(講習規則第六条第一項に規定する指導教育責任者講習をいう。以下同じ。)平成二十三年八月二十五日(木曜日)の午前九時から午後五時三十分まで及び同月二十六日(金曜日)の午前九時から午後四時十五分まで

(二) 場所 山口市湯田温泉五丁目一番一号 カリエンテ山口(山口県婦人教育文化会館)

(三) 講習を行う警備業務の区分

法第二条第一項第二号に規定する業務(以下「第二号警備業務」という。)

(四) 受講者の定員 三十人

二 講習対象者

(一) 新規取得講習

次のいずれかに該当する者であること。

ア 最近五年間に第二号警備業務に従事した期間が通算して三年以上である者

イ 警備員等の検定等に関する規則(平成十七年国家公安委員会規則第二十号。以下「検定規則」という。)第四条に規定する一級の検定(第二号警備業務に係るものに限る。)(に係る法第二十三條第四項の合格証明書(以下「合格証明書」という。))の交付を受けている者

ウ 検定規則第四条に規定する二級の検定(第二号警備業務に係るものに限る。)(に係る合格証明書の交付を受けている警備員であって、当該合格証明書の交付を受けた後、継続して一年以上第二号警備業務に従事しているもの

エ 検定規則附則第三条の規定による廃止前の警備員等の検定に関する規則(昭和六十一年国家公安委員会規則第五号。以下「旧検定規則」という。)(第一条第二項に規定する一級の検定(第二号警備業務に係るものに限る。)(に合格した者

オ 旧検定規則第一条第二項に規定する二級の検定(第二号警備業務に係るものに限る。)(に合格した警備員であって、当該検定に合格した後、継続して一年以上第二号警備業務に従事しているもの

(二) 追加取得講習

第二号警備業務以外の警備業務の区分に係る警備員指導教育責任者資格者証等の交付を受けている者であって、かつ、(一)のイからオまでのいずれかに該当する者

三 受講申込書の受付期間

平成二十三年七月二十五日(月曜日)から同月二十九日(金曜日)まで
ただし、受付期間内であっても、申込者の人数が受講者の定員の数に達したときは、受付を締め切るものとする。

四 受講申込書の提出先

山口県内の最寄りの警察署

五 受講申込書の提出方法

受講申込書は、持参して提出するものとし、郵便によるものは、受け付けない。

六 提出書類

- (一) 警備員指導教育責任者講習受講申込書(講習規則別記様式第一号によること。)
- (二) (一)のAに該当する者については履歴書及び警備業者等が発行する第二号警備業務の従事期間に関する証明書(以下「第二号警備業務従事証明書」という。)(、二の(一)のイに該当する者については一級の検定に係る合格証明書の写し、二の(一)のウに該当する者については二級の検定に係る合格証明書の写し及び第二号警備業務従事証明書、二の(一)のエに該当する者については一級の検定に係る旧検定規則第八條の合格証の写し、二の(一)のオに該当する者については二級の検定に係る旧検定規則第八條の合格証の写し及び第二号警備業務従事証明書

(三) 写真(縦三センチメートル、横三センチメートルとし、申込前六月以内に撮影した無帽、正面向き、上半身像及び無背景のものとする。)

(四) 警備員指導教育責任者資格者証等の写し(新規取得講習を受講しようとする者を除く。)

七 受講手数料

新規取得講習を受講しようとする者については三万八千円、追加取得講習を受講しようとする者については一万四千元に相当する山口県収入証紙を受講申込書の下部余白欄に貼ること。この収入証紙には、消印をしないこと。

八 講習の実施の委託

講習は、山口市宮島町五番一三三号 社団法人山口県警備業協会に委託して実施する。

九 その他

この講習についての問合せは、最寄りの警察署又は山口市滝町一番一号 山口県警察本部生活安全部生活安全企画課(電話〇八三一九三三〇一〇内線三〇一七)にすること。郵便で問い合わせる場合は、往復はがきを使用するか、又は八十円分の切手を貼った宛先明記の返信用封筒を同封の上すること。

山口県公安委員会告示第三十六号

警備業法(昭和四十七年法律第十七号)第二十三条第一項の規定により、警備員等の検定を次のとおり実施する。

平成二十三年七月十五日

山口県公安委員会

一 検定を行う警備業務の種類及び級並びに受検定員

種別	級	受検定員
施設警備業務	一級	二十名

二 検定に係る試験の日時及び場所

(一) 学科試験

日時 平成二十三年十月二十八日(金曜日)の午前十時から正午まで
場所 山口市滝町一番一号
山口県警察本部

(二) 実技試験

日時 平成二十三年十一月十七日(木曜日)の午前十時から午後五時まで
場所 山口市秋穂二島一〇六二番地
山口県セミナーパーク

三 受検資格

山口県内に住所を有する者又は山口県内の営業所に属する警備員のうち山口県外に住所を有するもの(以下「県外在住警備員」という。)であつて、次のいずれかに該当する者であること。

(一) 施設警備業務二級の検定に係る合格証明書の交付を受けている者であつて、当該合格証明書の交付を受けた後、当該警備業務に従事した期間が一年以上であるもの

四 検定申請書の受付期間及び時間

平成二十三年八月二十二日(月曜日)から同月二十六日(金曜日)までの午前八時三十分から午後五時十五分まで
なお、受付期間内でも、申請者の数が受検定員に達したときは、受付を締め切るものとする。

五 検定申請書の提出先

山口県内に住所を有する者については住所地(その者が警備員である場合は、その者が属する山口県内の営業所の所在地を含む。)を管轄する警察署、県外在住警備員にあつてはその者が属する山口県内の営業所の所在地を管轄する警察署

六 提出書類

- (一) 検定申請書
- (二) 添付書類

1 山口県内に住所を有する者にあつては、山口県内の住所地を疎明する書面

2 県外在住警備員にあつては、その者が山口県内の営業所に属することを疎明する書面

3 三の(一)に該当する者にあつては、施設警備業務二級の検定に係る合格証明書の写し及び警備業者等が発行する当該警備業務の従事期間に関する証明書

4 三の(二)に該当する者にあつては、一級検定受検資格認定書の写し

(三) 写真(縦三センチメートル、横二・四センチメートルとし、申請前六月以内に撮影した無帽、正面向き、上三分身像及び無背景のものとする。裏面には、氏名及び撮影年月日を記入すること。)二枚

七 受検手数料

一万六千円に相当する山口県収入証紙を検定申請書の下部余白欄に貼ること。この収入証紙には、消印をしないこと。

八 受検票の交付

検定申請書を提出した警察署において交付する。

九 その他

(一) 検定申請書は、山口県内に住所を有する者にあつては住所地(その者が警備員である場合は、その者が属する山口県内の営業所の所在地を含む。)を管轄する警察署、県外在住警備員にあつてはその者が属する山口県内の営業所の所在地を管轄する警察署に請求すること。

(二) 検定についての問合せは、山口県警察本部生活安全部生活安全企画課(電話〇八三一九三三〇一〇内線三〇一七)にすること。

一 検定を行う警備業務の種別及び級並びに受検定員

種別	級	受検定員
施設警備業務	二級	三十名

二 検定に係る試験の日時及び場所

(一) 学科試験

日時 平成二十三年十月二十八日(金曜日)の午前十時から正午まで

場所 山口市滝町一番一号
山口県警察本部

(二) 実技試験

日時 平成二十三年十一月十日(木曜日)の午前十時から午後五時まで

場所 山口市秋穂二島一〇六二番地
山口県セミナーパーク

三 受検資格

山口県内に住所を有する者又は県外在住警備員であること。

四 検定申請書の受付期間及び時間

平成二十三年八月二十二日(月曜日)から同月二十六日(金曜日)までの午前八時三十分から午後五時十五分まで

なお、受付期間内でも、申請者の数が受検定員に達したときは、受付を締め切るものとする。

五 検定申請書の提出先

山口県内に住所を有する者にあつては住所地(その者が警備員である場合は、その者が属する山口県内の営業所の所在地を含む。)を管轄する警察署、県外在住警備員にあつてはその者が属する山口県内の営業所の所在地を管轄する警察署

六 提出書類

- (一) 検定申請書
- (二) 添付書類

1 山口県内に住所を有する者にあつては、山口県内の住所地を疎明する書面

2 県外在住警備員にあつては、その者が山口県内の営業所に属することを疎明する書面

(三) 写真(縦三センチメートル、横二・四センチメートルとし、申請前六月以内に撮影した無帽、正面向き、上三分身像及び無背景のものとする。裏面には、氏名及び撮影年月日を記入すること。)二枚

七 受検手数料

一万六千円に相当する山口県収入証紙を検定申請書の下部余白欄に貼ること。この収入証紙には、消印をしないこと。

八 受検票の交付

検定申請書を提出した警察署において交付する。

九 その他

(一) 検定申請書は、山口県内に住所を有する者にあつては住所地(その者が警備員である場合は、その者が属する山口県内の営業所の所在地を含む。)を管轄する警察署、県外在住警備員にあつてはその者が属する山口県内の営業所の所在地を管轄する警察署に請求すること。

平成二十三年七月十五日発行

発行人

山口県知事

(二) 検定についての問合せは、山口県警察本部生活安全部生活安全企画課(電話〇八三一九三三〇一〇内線三〇一七)にすること。